

産学協力の推進と教員の倫理

1. はじめに

大学では研究成果の公開が常に求められており、企業秘密を競争の源泉としている官利会社等とは基本的に異なる。その緊張関係に産学協力を健全に育成していく鍵があると考える。

昨年7月の「科学技術基本計画」（閣議決定）に続き、文部省は、「新しい産学協働の構築を目指して—産学の連携・協力の在り方にに関する調査研究協力者会議まとめ—」（平成9年3月31日）において、産学協力の積極的姿勢を打ち出すとともに、本年4月から、受託研究・奨学金の受入協議手続きの簡素化、勤務時間外に企業において研究開発等に従事するための兼業の許可や企業施設で共同研究できる場合の拡大などの規制緩和を行った¹⁾。また、本年5月の「経済構造の変革と創造のための行動計画」（閣議決定）にも産学連携の推進措置が織り込まれた。

一方、昨年12月文部省は、公務に対する国民の信頼確保を目的として、「文部本省職員倫理規程」を制定した。学長、部局長及び教員（助手を含む。以下「教員等」という。）については、各大学において規程を整備することとされている。また、本年2月文部省は、国立大学附属病院における治験の受託について、被験者の人権尊重や透明性の向上を図る見地から、実施体制や受託契約内容の改善を行った²⁾。

すなわち、上述の「協力者会議まとめ」の産学交流を推進する考え方を踏まえた、倫理規程を含む、大学内体制の整備が急がれているということである。これらの整備は、産学の交流を冷却させるものであってはならず、産学協力の推進に資することを基本におくべきであろう。教員等が自らの倫理観に基づいて交流することでよいのではないかとの意見があるが、それだけでは十分でない。大学の使命に立脚した大学としての主体性が確保されるとともに、社会的な疑惑や不信を招くことのないよう透明性の高いルールが明示されていることが必要なのである。

「協力者会議まとめ」は確かに前進である。わが国の大学が例えば米国の大学と対等な競争を行うためには、引き続いだ国際的に通用する仕組みの整備を図るとともに、慣行を構築していかなければならない。産学協力は、産業界にとって、米国の大学に対するのと同じようにメリットのあるものでなければならぬが、同時にわが国の個々の大学（学部、研究所等）と教員等にとっても、米国と同様にメリットのあるものでなければならぬ。

1) 平成9年3月31日付文部省学術国際局長・会計課長通知「受託研究の取扱いについて（昭和45年4月30日付会計課長及び大学学術局長通知）」及び「受託研究の取扱いについて（昭和57年5月26日付学術国際局長及び会計課長通知）」の一部改正について、平成9年3月31日付文部省訓令第14号「奨学寄附金受入事務取扱規程の一部を改正する訓令」、平成8年12月26日付文部省人事課長通知「職員の兼業の承認及び許可の手続等について」の一部改正について、平成9年3月31日付文部省学術国際局長・人事課長通知「民間等との協同研究の取扱いについて」

2) 平成9年2月6日付文部省高等教育局長通知及び同局医学教育課長通知「国立大学附属病院における医薬品等の臨床研究の受託について」

2. 産学協力の規範

大学は、従来からの産業界との一般的関係をも含めた行動の規範を明示して透明性を確保し、我が国内外の評価を勘案して改善を行っていく必要がある。

規範の骨子は以下の4点であろう。

(1)公金の支出・運用に対して役割・権限をもつ教員等と、支出・運用の決定の影響が及ぶ企業や団体との間の産学協力（共同研究、受託研究、兼業など）を禁止する。奨学寄附金の受入れについても、これに準じる慎重な対応が必要である。

また、学識経験者として公金の支出・運用に関する審議会等（補助金交付、審査などに係る審議会等）の委員等を委嘱された教員等と、個別案件に係る審議会等の決定の影響が及ぶ企業や団体との間の産学協力・奨学寄附金の受入れについても同様である。

(2)技術や製品、企画、検査、免許などの政府・地方公共団体等による許認可についても、前項の(1)と同様である。

(3)産学協力の内容は学術及び学術に関連する分野に限られ、また公共の利益に反するものであってはならない。

公共性や透明性を確保しつつ協力の進展を図るために、学内に審査会を含む産学協力の支援体制を整備する。医学の分野にあっては、加えて、ヒトを被験対象とする場合の責任と倫理を大学の倫理審査規程等に基づいて明確にするなど、倫理的諸問題にも十分配慮することが必要である。

(4)大学の使命に留意し、国民全体の奉仕者であるという観点から、社会的な疑惑や不信を招くことのないよう、初任者研修等を通じて、産学協力の主旨と公開性、企業との交流の在り方を再認識し、モラルの確立に努める。

上記の4点は、大学が、教員等を対象とする倫理規程や各種ルールを整備するに当たり、準拠すべき規範として位置づけられよう。

各大学は、透明性の確保など産学協力の推進に関する諸問題について基本的な検討を行う全学的な委員会を設ける。

3 産学協力システムの整備（国際競争時代に向けて）

(1) 「協力者会議まとめ」も指摘しているようにこれから産学関係はグローバル化を前提にして、整備を進めなければならない。

欧米とともに、米国の産学協力の仕組みは、企業から見ても魅力的なものであり、一方では大学の主体性の確保に配慮がなされている。透明性や大学間競争に資する面にも学ぶべきものが少なくない。国益に寄与するところ大である。透明性の追求によって産学関係が冷却しないのは、産業界とともに大学や教員等のメリットが留保されているからである。

わが国の大学とともに国立大学が、国際性を備えた存在として産学協力をを行うために、とくに米国の大学と共通の仕組みを整備することを含めた、積極的な改善を行っていかなければならぬ。

以下に主要と思われる3点を述べておく。

①大学ごとに、リエゾン機能³⁾を含む知的財産の移転の学内外の部署を育成する。

②大学の責任で運営することができる特許とその仕組みをつくる。

そこでは、大学へのロイヤリティの配分によって、大学と教員等の利益が図られる。

③企業が負担する研究経費の中にオーバーヘッド分（大学の知的資産を利用する対価）を積算し、大学（本部、学部、学科等）の研究教育環境・機能の向上に資する慣行を確立する。そこでは、研究経費の中で、人件費⁴⁾等必要経費をも積算対象にする。

(2)共同研究や受託研究の弾力的かつ実効的な実施を図る上で、予算執行面での科目制限や繰越制限を緩和する必要がある。

3)産学協力におけるリエゾン機能については、①産業界のニーズのチャンネルと大学の学術能力のチャンネルとを結び付け、両者の機能を効果的に発揮させて、産学の連携・情報交換を行う機能、②研究成果を情報発信して産と学とをつなぎ、研究成果の技術移転サービスを行い、大学の知的財産の社会的還元を行う機能などが考えられる。

4)現在、共同研究・受託研究の中で人件費を研究経費の積算対象としているのは、治験の事務、治験の進行等の管理、治験薬の管理等非常勤職員として雇用する者に支払う経費（賃金）を直接経費（管理的経費）として算出基準に明示している附属病院における治験の受託のみである（平成9年2月6日付文部省高等教育局医学教育課長通知「国立大学附属病院における医薬品等の臨床研究の受託について」）。